

第5章 中津川市障害福祉計画

・中津川市障害児福祉計画

1 国の基本指針

本計画は、厚生労働省が示す「障害福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の内容を踏まえて策定します。主な内容は以下のとおりです。

※下線部分は変更または新規の内容

(1) 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、上記の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

(3)相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援の提供体制の確保に当たっては、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
- 4 協議会の活性化

(4)障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二条第二項において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない旨が規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保

2 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	① 地域生活に移行する人数	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。	
	② 施設入所者数の削減	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。	
本市の 目標	実績 R4年度	施設入所者数	107人
	目標 R8年度	地域生活に移行した人数	16人
	実績 R4年度	①地域生活に移行する人数	7人
	目標 R8年度	②施設入所者数の削減	5人
		令和8年度末時点での施設入所者数	102人

【考え方】

本市の令和4年度末時点の施設入所者数は107人となっています。国の指針と本市の地域生活への移行状況を踏まえ、令和8年度末までに地域生活への移行者を7人とすることを目指とします。

また、施設入所者数は令和4年度実績から5人削減することにより、令和8年度末の入所者数が102人となるよう設定します。施設入所者が地域生活へと移行ができるよう、地域移行支援、地域定着支援等により支援します。

(2)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の 基本指針	地域生活支援拠点等の充実 令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
	強度行動障害者を有する者への支援体制の充実 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。
本市の 目標	実績 R4年度 地域生活支援拠点等の設置数 ※多治見市・土岐市・瑞浪市・恵那市・中津川市の東濃圏域で設置
	目標 R8年度 地域生活支援拠点等の設置箇所数 ※多治見市・土岐市・瑞浪市・恵那市・中津川市の東濃圏域で設置
	地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数 年1回
	強度行動障害を有する人への支援体制の整備 検討

【考え方】

地域生活支援拠点等の設置については、本市においては令和4年度に、多治見市・土岐市・瑞浪市・恵那市・中津川市の東濃圏域で地域生活支援拠点等の設置を行いました。

また、地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、運用状況については年1回、検証及び検討を行います。

※79ページに本計画期間中の活動指標を掲載しています。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

国の 基本指針	一般就労への移行者数	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が令和8年度中に一般就労に移行することを基本とする。
	ア. 就労移行支援事業	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
	イ. 就労継続支援A型事業	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とすることを基本とする。
	ウ. 就労継続支援B型事業	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とすることを基本とする。
	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労者	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
	就労定着支援事業利用者数	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
	就労定着支援事業の就労定着率	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

本市の 目標	実績 R3年度	一般就労への移行者数	6人
		ア. 就労移行支援事業から一般就労への移行者	1人
		イ. 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者	5人
		ウ. 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者	0人
	目標 R8年度	一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	0%
		就労定着支援事業利用者数	1人
		就労定着支援事業の就労定着率	0% (0人)

本市の 目標	目標 R8年度	一般就労への移行者数	12人
		ア. 就労移行支援事業から一般就労への移行者	1人
		イ. 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者	8人
		ウ. 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者	3人
	目標 R8年度	一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	50%以上
		就労定着支援事業利用者数	1人
		就労定着支援事業のうち就労定着率が7割以上の事業所	25%

【考え方】

就労移行支援事業及び就労継続支援事業等の推進により、障がいのある人の希望や能力等に応じて、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

就労定着支援事業の利用者数及び就労定着支援事業による就労定着率の目標においては、一般就労に向けたさまざまなサポート体制を充実させることを目指し、現状を踏まえた目標値を設定しています。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の 基本指針	児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
	障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築	令和8年度末までに、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

実績 R4年度		児童発達支援センターの設置	設置済み
		障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	構築済み
		重症心身がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済み
		重症心身がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	未確保
		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み
		医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済み
	目標 R8年度	児童発達支援センターの設置	設置済み
		障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	構築済み
		重症心身がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済み
		重症心身がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	確保
		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
		医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済み

【考え方】

本市では、すでに児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の実施体制の構築を行っています。また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所についても確保しています。今後も引き続き、サービスに関する情報提供やサービスの質の向上を目指し、取り組みを推進します。医療的ケア児等支援については、コーディネーターを配置し、関係機関との連携を図っており、今後も継続していきます。

重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保及び医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、市内の関係機関や東濃圏域との連携により推進し、一層の体制の充実を図ります。

(5)相談支援体制の充実・強化等

国の 基本指針	相談支援体制の充実・強化等 令和8年度末までに、市町村または圏域において、基幹相談支援センターの設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保し、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を基本とする。		
本市の 目標	実績 R4年度	基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の実施の有無 ※多治見市・土岐市・瑞浪市・恵那市・中津川市の東濃圏域で設置	整備済※
	目標 R8年度	基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の実施の有無 ※多治見市・土岐市・瑞浪市・恵那市・中津川市の東濃圏域で設置	整備済※
		地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年 40 件
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年 20 件
		地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	年 25 回

【考え方】

本市では、すでに基幹相談支援センターを東濃圏域で設置しているため、今後も総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、総合的・専門的な相談支援の実施や、訪問等による専門的な指導・助言の件数については、年に 40 件と設定し、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数については、年に 20 件実施、地域の相談機関との連携強化の取り組みについては、年に 25 回実施します。

※82 ページに本計画期間中の活動指標を掲載しています。

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の 基本指針	障害福祉サービス等の質の向上 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築することを基本とする。		
本市の 目標	目標 R8年度	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加人数	5 人
		障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制への会議等の実施回数	年 1 回

【考え方】

県が実施する研修会等について、市職員が年 1 回以上参加することとします。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果や指導監査結果について、年に 1 回共有の場を設けることとします。

※83 ページに本計画期間中の活動指標を掲載しています。

3 障害福祉サービス等

(1)訪問系サービス

①居宅介護

サービスの内容

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	56	60	54	56	58	60
利用量	時間分	423	417	464	481	498	516

※令和5年度実績は見込み（以降同様）

②重度訪問介護

サービスの内容

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	5	5	5	6	6	6
利用量	時間分	2,677	2,629	2,712	2,733	2,733	2,733

③同行援護

サービスの内容

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ・食事等の介護のほか、必要な援助を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	5	5	6	6	6	6
利用量	時間分	89	95	97	114	114	114

④行動援護

サービスの内容

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事等の介護のほか、必要な援助を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	2	6	7	10	10	10
利用量	時間分	30	110	173	288	288	288

⑤重度障害者等包括支援

サービスの内容

常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	0	0	0	0	0	0
利用量	時間分	0	0	0	0	0	0

【見込み量確保の方策】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、新たな事業者の参入の促進や専門的人材の質の向上により、提供体制の確保とサービス内容の充実を図ります。

重度障害者等包括支援については、本市での利用は実績がなく、見込んでいません。

(2)日中活動系サービス

①生活介護

サービスの内容

障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創造的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	173 (0)	180 (0)	187 (0)	195 (0)	203 (0)	212 (0)
利用量	人日分	3,319 (0)	3,326 (0)	3,343 (0)	3,774 (0)	3,929 (0)	4,103 (0)

※（）内は重度障害者の内数

②自立訓練

サービスの内容

ア 自立訓練(機能訓練)

障がいのある人に対して、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニング、生活等に関する相談及び助言等を行うもので、地域生活への移行を支援するものです。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	0	0	0	0	0	0
利用量	人日分	0	0	0	0	0	0

イ 自立訓練(生活訓練)

障がいのある人に対して、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うもので、施設や病院に長期入所または入院していた人の地域生活への移行を支援するものです。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	5	6	6	9	10	10
利用量	人日分	43	7	56	60	60	60

ウ 宿泊型自立支援

知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、居室その他の設備を提供するとともに、家事等の日常生活能力の向上のための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行うものです。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	4	2	1	1	1	1
利用量	人日分	80	2	31	31	31	31

③就労選択支援

サービスの内容

働く力と意欲のある障がいのある人に対して、本人が自分の働き方を考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障がいのある人には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供します。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分					0	0
利用量	人日分					0	0

④就労移行支援

サービスの内容

就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	7	5	4	3	2	2
利用量	人日分	64	13	47	35	24	24

⑤就労継続支援

サービスの内容

企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった人は、最終的には一般就労への移行を目指します。

ア 就労継続支援A型

サービス利用開始時に65歳未満で雇用契約に基づき最低賃金が保障されるサービスです。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	106	109	92	87	82	77
利用量	人日分	1,608	1,669	1,816	1,717	1,619	1,520

イ 就労継続支援B型

雇用契約に基づかないサービスです。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	217	235	224	233	243	253
利用量	人日分	3,001	3,252	3,563	3,706	3,865	4,024

⑥就労定着支援

サービスの内容

就労移行等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人に対して、就労に伴い生じている生活面の課題に対応し、就労の継続を図るため、事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等と必要な連絡調整等を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	1	1	1	1	1	1

⑦療養介護

サービスの内容

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をしています。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	7	7	6	6	6	6

⑧短期入所

サービスの内容

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に短期間入所してもらい、入浴・排せつ・食事のほか、必要な介護を行います。

ア 短期入所(福祉型)

障がい者支援施設等で実施するサービスです。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	28 (0)	34 (0)	27 (0)	30 (0)	33 (0)	36 (0)
利用量	人日分	127 (0)	129 (0)	144 (0)	216 (0)	238 (0)	259 (0)

※（ ）内は重度障害者の内数

イ 短期入所(医療型)

病院、診療所、介護老人保健施設等で実施するサービスです。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	3 (3)	2 (2)	1 (1)	2 (2)	3 (3)	3 (3)
利用量	人日分	7 (7)	3 (3)	2 (2)	10 (10)	12 (12)	12 (12)

※（ ）内は重度障害者の内数

【見込み量確保の方策】

生活介護や自立訓練、療養介護について、サービスの利用を希望する際に、適切にサービスを提供できるよう、事業所と連携した提供体制の強化を行います。

短期入所（福祉型）については、ニーズが増加していることから、今後も事業所の確保に努めます。

また、就労に向けた各種サービスを通して、障がいのある人の就労支援や工賃の向上等も含め、サービス提供体制を整備するとともに、サービスの周知による利用の促進を図ります。

(3)居住系サービス

①自立生活援助

サービスの内容

入所施設やグループホームなどを利用していた一人暮らしを希望する障がいのある人に対して、居宅における自立した生活を送るまでの困りごとについて、定期的または随時連絡を受けて訪問し、相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等の援助を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	0	0	0	0	0	0

②共同生活援助(グループホーム)

サービスの内容

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	66 (0)	69 (0)	69 (0)	72 (0)	75 (0)	79 (0)

※（ ）内は重度障害者の内数

③施設入所支援

サービスの内容

施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	114	114	106	105	103	102

④地域生活支援拠点等

サービスの内容

居住支援のための主な機能として、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能がある地域生活支援拠点等の整備を行います。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等設置数	箇所	0	1	1	1	1	1
機能の充実に向けた検討	回	0	12	12	12	12	12

※多治見市・土岐市・瑞浪市・恵那市・中津川市の東濃圏域で設置

【見込み量確保の方策】

共同生活援助（グループホーム）は、病院・施設からの地域移行後や親亡き後の生活の場としての役割を担っているため、今後もニーズの高まりが予想されます。

また、自立生活援助については近隣市にサービス事業所があり、今後の利用が予想されます。

地域生活支援拠点等については、多治見市・土岐市・瑞浪市・恵那市・中津川市の東濃圏域で設置しており、令和4年度に、緊急時の受け入れ体制の機能を整備しました。今後はさらなる機能強化を図るための検討を進めます。

(4)相談支援

①計画相談支援

サービスの内容

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を送るために、障害福祉サービスを利用するにあたり、「サービス等利用計画」を作成し、サービス支給決定後の連絡調整、サービス利用状況の検証及び見直し等を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	107	112	127	136	145	155

②地域移行支援

サービスの内容

障がい者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人などで、地域生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談や必要な支援を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	0	0	0	0	0	0

③地域定着支援

サービスの内容

単身等で生活する障がいのある人に対して、常に連絡がとれる体制を確保し、支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	0	0	0	0	0	0

【見込み量確保の方策】

適切な「サービス等利用計画」が作成できるよう、相談支援事業の安定した運営を図ります。

地域移行支援・地域定着支援については、指定一般相談支援事業者と連携を図り、地域生活への移行支援のための体制を整備します。

(5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

取り組みの内容

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすために、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置等によって、地域包括ケアシステムの構築・深化を進めます。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	人	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	人	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人	14	17	19	21	23	25
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人	0	0	0	0	0	0
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	回	4	4	4	4	4	4
保健、医療(精神科・精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの協議の場への参加者数	人	9	12	10	10	10	10
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	2	2	2	2	2	2

【見込み量確保の方策】

精神障がいのある人に対し、各種事業の利用を促進するとともに、保健、医療・福祉関係者による協議の場を定期的に開催することで、連携体制の構築及び強化を図ります。

また、保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価を行うことで、精神障がいのある人の生活状況やニーズに合わせた支援を充実させます。

※今期の計画には、精神病床における長期入院患者の地域移行に伴うサービスは見込んでいません。

(6)相談支援体制の充実・強化のための取り組み

取り組みの内容

相談支援体制の充実・強化を図るため、総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の場	箇所	1	1	1	1	1	1
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	53	36	40	40	40	40
地域の相談支援事業者的人材育成の支援件数	件	37	17	20	20	20	20
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回	26	21	25	25	25	25

【見込み量確保の方策】

東濃基幹相談支援センターが行う人材育成や地域の相談機関との連携により、各取り組みを推進します。

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

取り組みの内容

サービス事業者や自治体における研修体制の充実や、適正なサービス提供が行えているか等の情報収集を行います。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る研修の参加人数	人	9	6	5	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果分析を用いた、事業所や関連自治体等との共有の回数	回	0	0	0	0	0	検討

【見込み量確保の方策】

サービスの質の向上を図るため、職員が年1回以上研修へ参加できるようにします。

また、障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果分析を用いて、審査結果の共有体制の整備等を進めます。

4 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

サービスの内容

障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動などを行う事業です。

	実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込み量確保のための方策】

市民の障がい者理解促進のため、今後も広報紙等の活用や啓発等を行います。

② 自発的活動支援事業

サービスの内容

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

	実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込み量確保のための方策】

障がい者団体や障がい者支援団体との連携を行うとともに、情報提供等をはじめとした支援を行います。

③相談支援事業

サービスの内容

障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるように支援します。

	実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター等強化事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

【見込み量確保の方策】

東濃圏域等で連携し、各種事業の充実を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

サービスの内容

障害福祉サービスを利用または利用しようとする、重度の知的障がいのある人や、精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申し立てに必要な手続き及び経費（登記手数料、鑑定費用など）と、後見人等の報酬を助成します。

	実績(年間)			見込み(年間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	5	9	11	15	15

【見込み量確保の方策】

成年後見制度の利用に至っていない障がいのある人や介護者に情報が行き届くよう、事業の周知を図ります。

⑤成年後見制度法人後見人支援事業

サービスの内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人に対し、人材の育成及び活用を図るための研修等により法人の活動を推進するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活用を支援します。

	実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	未実施	未実施	検討	検討	検討	検討

【見込み量確保のための方策】

法人に対し、事業の周知と利用促進を図ります。

⑥意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)

サービスの内容

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者・要約筆記者の派遣及び手話通訳者の設置を行います。

	実績(年間)			見込み(年間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	件	124	125	125	130	135
要約筆記者派遣事業	件	0	0	21	21	22
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	2
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	人	0	0	0	1	1

【見込み量確保のための方策】

事業の周知を図るとともに、手話奉仕員養成講座の開催により、人材の育成や確保を図ります。

⑦日常生活用具給付等事業

サービスの内容

障がいのある人等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

ア 介護・訓練支援用具

障がいのある人を支援する用具や、障がいのある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障がいのある人及び介護者が容易に利用でき、実用性がある用具を給付します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	件	4	8	5	6	6	6

イ 自立生活支援用具

障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人等が容易に使用でき、実用性のあるものを給付します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	件	5	6	5	7	10	14

ウ 在宅療養等支援用具

障がいのある人等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人等が容易に使用でき、実用性のある用具を給付します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	件	18	20	18	20	22	24

エ 情報・意思疎通支援用具

障がいのある人等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人等が容易に使用でき、実用性のあるものを給付します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	件	15	18	20	16	13	10

才 排せつ管理支援用具

障がいのある人等の排せつ管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がいのある人等が容易に使用でき、実用性のあるものを給付します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	件	2,026	2,060	2,050	2,069	2,088	2,107

力 住宅改修費(居宅生活動作補助用具)

障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものを給付します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	件	3	1	1	1	1	1

【見込み量確保の方策】

給付を必要とする人に対して、適切なサービスを提供できるよう努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

サービスの内容

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を送ることができるように、手話で日常会話をを行うために必要な手話語彙や手話表現技術を習得できる研修を実施し、手話奉仕員を養成します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修修了者	人	3	9	5	5	10	10

【見込み量確保の方策】

手話奉仕員の育成と確保に努めるとともに、事業の周知を図ります。

⑨移動支援事業

サービスの内容

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人	34	37	42	40	48	48
利用時間数	時間	3,240	3,620	3,950	4,000	4,696	4,696

【見込み量確保の方策】

障がいのある人の外出支援として不可欠な事業のため、サービスの量・質ともに対応できるよう、提供体制の整備を進めます。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

サービスの内容

障がいのある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人	13	12	10	11	11	11

【見込み量確保の方策】

地域活動支援センターと連携を取りながら、安定したサービスの提供に努めます。

(2)任意事業

【日常生活支援】

①身体障がい者福祉ホーム

サービスの内容

家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な人（原則として、常時の介護や医療を必要とする状態にある人を除く。）に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与し、障がいのある人の地域生活を支援します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人	0	0	0	0	0	0

【見込み量確保の方策】

引き続き、障がいのある人の地域生活を支援します。

②訪問入浴サービス事業

サービスの内容

地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅で入浴サービスを提供します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人	11	12	11	12	13	14
利用回数	回	621	755	835	911	987	1,063

【見込み量確保の方策】

サービスの周知を図るとともに、体制整備による適切なサービス提供に努めます。

③日中一時支援事業

サービスの内容

家族の就労支援や一時的な休息のため、障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会適応のための訓練を実施します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人	81	93	92	90	98	98
利用量	時間分	10,716	9,958	11,200	11,500	12,965	12,965

【見込み量確保の方策】

今後、ニーズの増加が予想されるため、事業所と連携してサービスの量・質ともに対応できるよう、体制整備を進めます。

④点字・声の広報等発行事業

サービスの内容

文字による情報入手が困難な障がいのある人に対して、点訳、音訳、その他障がいのある人等に分かりやすい方法により、広報紙や地域生活の上で必要度の高い情報等を定期的または必要に応じて適宜提供するサービスです。

	実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込み量確保の方策】

障がいのある人への情報提供が十分に行われるよう、点訳ボランティアや音訳ボランティアとの連携を継続します。

⑤発達障がい者等に対する支援

サービスの内容

発達障がいの早期発見・早期支援のため、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を通して発達障がいのある人の家族等に対する支援体制の充実を図るサービスです。

また、ピアサポートの活動を通して、当事者目線での情報発信や、当事者同士の共感の場をつくります。

	人	実績(年間)			見込み(年間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	13	9	6	10	10	10
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	80	70	70	70	70

【見込み量確保の方策】

支援が必要な人に支援が行き届くよう、相談支援事業の充実により各サービスの充実を引き続き行います。

5 障害児通所支援等

(1)児童発達支援

サービスの内容

未就学の障がいのある児童等に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	231	198	160	136	116	99
利用量	人日分	771	562	569	484	413	352

(2)医療型児童発達支援

サービスの内容

未就学の肢体不自由のある児童に対して、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	0	0	0	※「医療型児童発達支援」は、令和6年4月より「児童発達支援」に統合されます。		
利用量	人日分	0	0	0			

(3)放課後等デイサービス

サービスの内容

就学中の障がいのある児童等に対して、放課後や学校の休業日等に生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	131	148	148	160	173	187
利用量	人日分	1,267	1,348	1,454	1,572	1,700	1,837

(4)保育所等訪問支援

サービスの内容

保育所等を利用中の障がいのある児童等に対して、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を提供します。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	4	3	2	2	2	2
利用量	人日分	9	6	4	4	4	4

(5)居宅訪問型児童発達支援

サービスの内容

障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障がいのある児童等に、発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	0	0	0	0	0	0
利用量	人日分	0	0	0	0	0	0

(6)障害児相談支援

サービスの内容

障がいのある児童等について、障害福祉サービス等を利用するにあたり、「障害児支援利用計画」を作成し、サービス支給決定後の連絡調整、サービス利用状況の検証及び見直し等を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人分	66	62	65	64	63	62

(7) 医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置

サービスの内容

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

	実績(年間)			見込み(年間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人員	人	3	3	3	3	3

【見込み量確保の方策】

児童発達支援や放課後等デイサービスについては、今後も利用希望者が増加すると考えられるため事業所と連携して引き続きサービスの提供体制の構築を図る必要があります。

適切な「障害児支援利用計画」が作成できるよう、障害児相談支援の安定した運営を図ります。

医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置を進めることにより、包括的な支援を行います。

6 子ども・子育て支援

(1) 障がい児支援の提供体制の確保方策

障がいのある児童等が地域の中で、安心して生活ができ、また乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を受けるためには、障がいのある児童等とその家族に対して、一人ひとりの障がいの状況に応じて、きめ細かな支援を継続して行う必要があります。

障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・共生を推進するとともに、子育て支援施策と保健、医療、福祉、教育等の各種施策が緊密な連携を図りながら、障がいのある児童等の子ども・子育て支援事業の利用量を見込み、その提供体制を整備していきます。

(2) 障がいのある児童等の子ども・子育て支援事業等の利用量の見込み

障がいのある児童等の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みは、下表のとおりです。

	実績(年間)			見込み(年間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	人	101	80	70	64	64
認定こども園	人	33	24	44	50	50
放課後児童健全育成事業	人	42	42	45	45	45